

茨木市水道部建設工事等に係る入札及び契約情報等の公表実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市水道部が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約情報を公表することにより契約事務の透明性の確保、請負契約の公平かつ厳正な運用を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2 公表の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事で設計金額が200万円を超えるもの
- (2) 建設工事に係る業務委託で設計金額が100万円を超えるもの

(公表の項目)

第3 公表する項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 年間発注見通し
- (2) 入札参加者資格名簿（建設業者等級別格付名簿）
- (3) 指名基準（茨木市水道部建設工事等請負業者選考要領）
- (4) 入札結果・契約状況
 - (ア) 建設工事等の名称
 - (イ) 入札日時
 - (ウ) 入札参加業者名
 - (エ) 入札金額
 - (オ) 落札業者名
 - (カ) 落札金額
 - (キ) 入札予定価格
 - (ク) 入札最低制限価格
 - (ケ) 指名理由
 - (コ) 工期（履行期間）
 - (サ) 業種
 - (シ) 工事（履行）場所
 - (ス) 工事（業務）概要
 - (セ) 契約業者の名称及び住所
 - (ソ) 契約金額
 - (タ) 随意契約理由（随意契約のときに限る。）
 - (チ) 変更契約理由（契約金額の変更に伴う変更契約に限る。）

(公表の方法)

第4 公表の方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 情報ルームに備え置く閲覧方法

(2) インターネット上への掲載による閲覧方法

(公表の期間)

第5 第3第1号、第2号及び第3号に規定する項目の公表期間は、当該年度当初から当該年度末までとする。

2 第3第4号に規定する項目の公表期間は、当該契約締結日の翌日から1年間とする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第4第2号の規定は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市水道部建設工事等に係る入札及び契約情報等の公表実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の契約締結に係る設計金額について適用し、同日前の契約締結に係る設計金額については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市水道部建設工事等に係る入札及び契約情報等の公表実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の契約締結に係る設計金額について適用し、同日前の契約締結に係る設計金額については、なお従前の例による。